平成２５年（再ロ）第１００４２号

千葉県千葉市緑区おゆみ野４―１―16　グランメールＢ棟101号

再生債務者　中嶋　崇士

1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年７月８日まで

4　一般異議申述期間　平成25年７月22日から平成25年８月12日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第１００４３号

東京都江戸川区中央４―19―31

再生債務者　堀　　雄二

1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年７月８日まで

4　一般異議申述期間　平成25年７月22日から平成25年８月12日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第８号

横浜市中区山下町215番地４　ライオンズマンション横濱山下公園804号室

再生債務者　橋本　　満

1　決定年月日時　平成25年６月11日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年７月９日まで

4　一般異議申述期間　平成25年７月23日から平成25年７月30日まで

横浜地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第２号

埼玉県比企郡滑川町月の輪５丁目８番地３　バンブー・ジャンシアン204

再生債務者　清水由香里（旧姓吉田）

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年６月５日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年６月24日まで

平成25年６月10日

さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（再ロ）第２３号

横浜市保土ケ谷区東川島町64番地20

再生債務者　宍戸　良介

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年５月31日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年６月25日まで

平成25年６月11日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（再ロ）第１号

広島県三次市西酒屋町535番地１　コスモハイツ尚友３号

再生債務者　古本　道枝

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年６月５日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年７月10日まで

平成25年６月10日　広島地方裁判所三次支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第１号

富山県砺波市一番町３番５号　ディライト一番町203号室

再生債務者　豊吉　光一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年６月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年６月11日　富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（再ロ）第１号

堺市北区南花田町120番地７

再生債務者　千原　正範

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年６月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年６月10日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２５年（再ロ）第２号

札幌市南区澄川４条７丁目３番22―103号

再生債務者　諠谷　　雅

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年６月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年６月11日

札幌地方裁判所民事第４部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　南信州新聞

掲載の日付　平成二十五年六月十三日

掲載頁　七頁

（乙）掲載紙　南信州新聞

掲載の日付　平成二十五年六月十三日

掲載頁　七頁

平成二十五年六月十九日

長野県飯田市今宮町二丁目三四番地

（甲）株式会社シノダ設備

代表取締役　篠田　忠尚

長野県飯田市今宮町二丁目三五番地

（乙）株式会社大成工業

代表取締役　櫻井　敏晴

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社ウチダシステムソリューション（乙、札幌市中央区北二条東四丁目一番地一）の機器の販売及びプログラムのコンピュータ並びに関連業務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年十月九日

掲載頁　五十七頁（号外第二二〇号）

（乙）http://www.ussol.co.jp

平成二十五年六月十九日

東京都港区新橋六丁目一番一一号

株式会社内田洋行ＩＴソリューションズ

代表取締役　新家　俊英

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ヤマコーリゾート山の季（住所山形県山形市鉄砲町二丁目一三番一八号）に対して当社の旅館業山の季事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社の株主総会の承認決議は平成二十五年六月十八日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年六月十二日

掲載頁　三十八頁（号外第一二二号）

平成二十五年六月十九日

山形市鉄砲町二丁目一三番一八号

ヤマコーリゾート株式会社

代表取締役　草刈　　健

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年六月十九日

東京都大田区久が原四丁目一七番七号

合資会社Ｗ・Ａ・Ｓ

無限責任社員　古寺　　靖

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年六月十九日

静岡県浜松市中区西伊場町三五番二八号

合名会社溝口商店

代表社員　溝口　晴夫

組織変更公告

当組合は、企業組合の組織を変更して株式会社とすることにいたしました。組織変更後の商号は地域ケア株式会社とします。

効力発生日は平成二十五年八月一日であり、総会の承認決議は平成二十五年六月九日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年六月十九日

三重県津市殿村一五三番地

地域ケア企業組合

代表理事　浜地　重成